

令和7年4月1日

入院食事療養について

当院は入院時食事療養費(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時・適温で下記時間に提供しています。

朝食	午前8時	昼食	午後0時	夕食	午後6時
----	------	----	------	----	------

食事のキャンセルについて

食事が不要ない場合の申し出可能時間が決まっております。
下記時間以降の申し出は受付する事が出来ません。
食事負担金を頂くこととなりますのでご了承ください。

朝食	前日の午後9時	昼食	当日の午前10時	夕食	当日の午後4時
----	---------	----	----------	----	---------

入院時食事療養費「標準負担額」

～70歳未満の方～

一般の方		510円
住民税非課税世帯のかたで 過去1年間の入院日数	90日以下	240円
	90日以上	190円

～70歳以上の方～

一般の方		510円
住民税非課税世帯の方で 過去1年間の入院日数	90日以下	240円
	90日以上	190円
住民税非課税世帯に属し、かつ 所得が一定基準に満たない方		110円

※限度額認定証の手続きは、ご本人様・ご家族様でご対応下さい。

TAOKAこころの医療センター